破産手続廃止

平成２４年（フ）第６２１号
埼玉県蕨市中央５丁目12番１号
破産者　有限会社三友社
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
埼玉県川口市大字安行慈林1077番地の６
破産者　ＦＩＤ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６７号
埼玉県川口市青木４丁目27番26―707号朝日プラザ川口青木
破産者　有限会社リアス杉並
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０１号
札幌市清田区北野五条１丁目13番28号
破産者　株式会社北海道ＡＫフーズ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８号
秋田市川尻若葉町４番39号
破産者　新和タクシー株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４１号
群馬県沼田市恩田町356番地１
破産者　沼田砕石株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２４２号
群馬県沼田市恩田町322番地
破産者　上越生コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９２号
群馬県前橋市城東町５丁目３番14―302号
アッコラファースト、申立時の住所群馬県前橋市西片貝町４丁目８番地２　コスモス27前橋305号
破産者　中田　友次
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６２１号
横浜市鶴見区豊岡町19番23号―601
破産者　株式会社ブラウンシュガー
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６２号
横浜市栄区公田町792番地
破産者　有限会社福島工業
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１号
新潟県燕市大曲2829番地
破産者　石田　照明
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２２５号
長野市鶴賀365番地５
破産者　つばさシステム株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
名古屋市南区中江２丁目２番15号
破産者　株式会社吉岡建材
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３号
三重県松阪市笹川町16番地11
破産者　谷野　吉伸
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３４０号
三重県桑名市大字桑名628番地26　アーリーバード３Ｃ号
破産者　田山　正人
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
三重県四日市市桜町214番地の３
破産者　有限会社永井石油
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
三重県四日市市松寺１丁目５番39号
破産者　小泉　　剛
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８３４６号
大阪市東住吉区南田辺３丁目８番12号
破産者　有限会社在宅総合企画
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３２号
大阪市淀川区西中島３丁目11番26号新大阪末広センタービル
破産者　ＥＩＡ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４８号
大阪府吹田市春日１丁目７番38号
破産者　株式会社ムートンライフ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５０号
大阪府吹田市春日１丁目７番38号
破産者　株式会社プラスバ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６３号
大阪市住之江区新北島５丁目３番47―107号
破産者　関西美和陸運株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部